

【地方独立行政法人制度の概要について】

1 根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）

2 地方独立行政法人制度の趣旨

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行っている事務及び事業のうち、一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を設立し、当該事務・事業を担わせることにより、効率的・効果的な行政サービスを行うことを目指すために創設された制度である。

また、目標による業務管理と評価委員会による厳格な業務実績の評価、さらには、業務実績を反映した人事管理と財務運営の弾力化、積極的な情報公開等が制度の柱となっている。

3 地方独立行政法人とは（法第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人をいう。

■ 特定地方独立行政法人

役職員に地方公務員の身分を与える法人（業務停滞が住民生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しく支障を及ぼす法人、又は業務の中立・公正性を特に確保する必要がある法人）

■ 一般地方独立行政法人

特定地方独立行政法人以外の法人

4 地方独立行政法人の業務運営の基本原則（法第3条）

- ① 公共性・・・地方独立行政法人の行う事務・事業の公共性に鑑み、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。
- ② 透明性・・・業務の内容を公表すること等を通じて、組織・運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。
- ③ 自主性・・・地方独立行政法人自らが責任をもって効率的かつ効果的に業務を実施することを可能とするために、自主性に十分配慮されなければならない。

5 対象業務（法第21条）

- ① 試験研究
- ② 大学の設置・管理
- ③ 公営企業の経営（水道、鉄道、電気、病院等）
- ④ 社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所等）
- ⑤ 公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理（介護老人保健施設、博物館、美術館等）

6 設立手続（法第7条）

設立団体（筑西市）が市議会の議決を経て定款を定め、茨城県知事が認可

7 財産的基礎等（法第6条、第66条）

- ① 出資者は地方公共団体に限定
- ② 設立される法人の業務に関する設立団体（筑西市）の一定の権利・義務は当該法人が承継

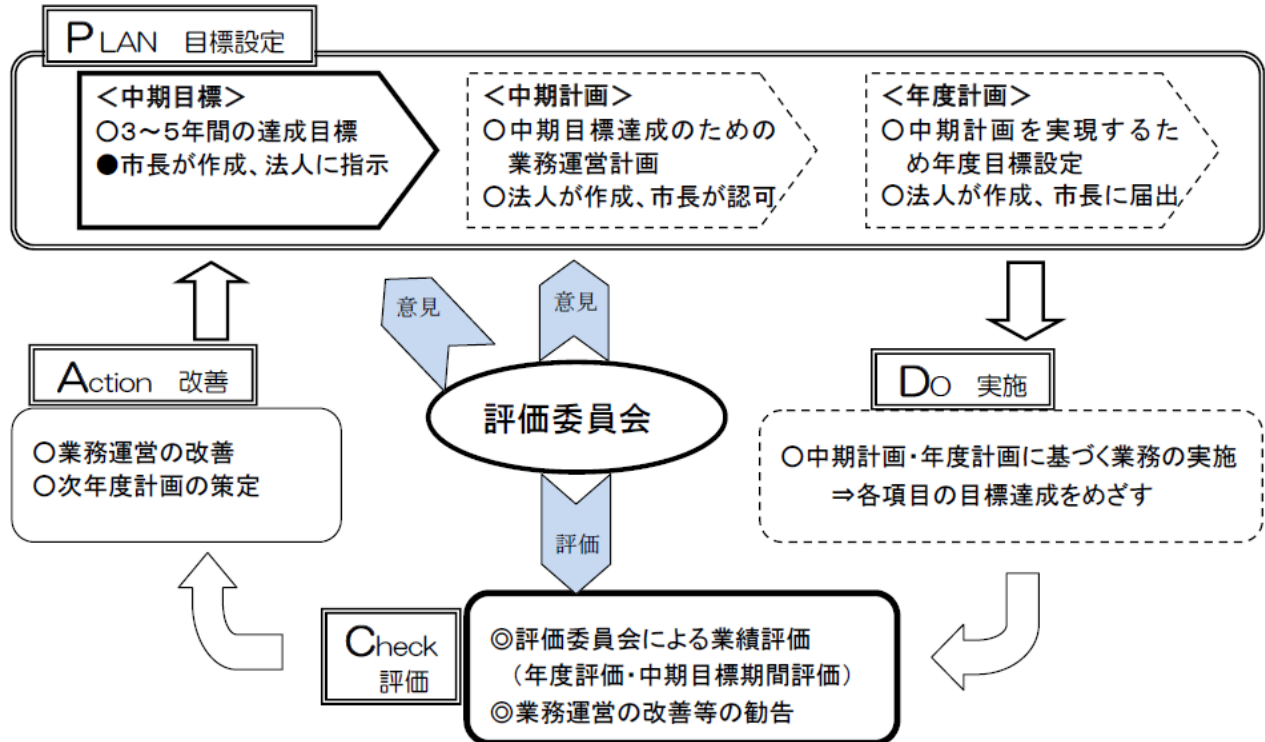
8 役職員（法第14条、第17条、第20条）

- ①理事長及び監事は、設立団体の長（筑西市長）が任命・解任
- ②その他の役員及び職員は、理事長が任命

9 目標による管理と評価の仕組み（法第25条～第31条、第83条）

地方独立行政法人法に基づき「目標・計画(Plan)⇒業務運営(Do)⇒評価(Check)⇒業務運営への反映・改善(Action)」という一連の流れが義務づけられている。

■地方独立行政法人のPDCAサイクル



10 財務及び会計（法第33条、第34条、第40条）

- ①原則として企業会計原則による
- ②法人は毎事業年度、財務諸表等を作成し、公表。設立団体の長（筑西市長）の承認が必要
- ③毎事業年度の利益は、積立金、又は中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能

11 財源措置等（法第41条、第44条、第83条～第85条）

公営企業型地方独立行政法人にかかる特例規定を前提

- ①事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則だが、以下に該当する経費は設立団体（筑西市）が負担
 - 行政的経費・・・その性質上、法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - 不採算経費・・・法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- ②設立団体（筑西市）からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることは不可
- ③料金を徴収する場合、その上限について中期計画に定めて設立団体の長（筑西市長）が議会の議決を経る。
- ④重要な財産の処分等には、設立団体の長（筑西市長）が議会の議決を経て行う認可が必要
- ⑤毎事業年度に利益を生じたときは、繰越損失金を埋めた後の剰余金の全部又は一部を中期計画で定める剰余金の使途に充てることが可能